

会議日（1月8日）

場 所 ふじみ野市議会第1委員会室

事 件 調査請求内容の審査について

---

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

---

△欠席委員 な し

△開会及び開議の宣告（午後1時16分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第7回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。

出席委員数が定足数に足りていますので、会議は成立します。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により会議は公開とします。なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、傍聴の方に申し上げます。

傍聴席においては発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

.....  
◎調査請求内容の審査について

○川畑京子会長 本日の次第のとおり、本審査会に付託された請求内容について確認したいと思いません。

調査請求書は①から⑤の5件について、条例第3条第1項第6号、事実に基づかない発言及び情報発信をしないことに違反する疑いとなっております。今回の審査については、情報発信をしたのかしなかったのかということ、またそのことが政治倫理条例違反となるのかならないのかになります。

それでは、初めに情報発信をしたのかしなかったのかについて1件ずつご意見を伺います。

それでは、調査請求①についてご意見を伺います。

○鈴木啓太郎委員 今日の次第はそんなふうになっていたっけ。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時18分

再 開 午後1時18分  
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、調査請求①についてご意見を伺います。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 すみません、ちょっとその次第が分からなかったのですが、今請求書を出します。①については、6月のチラシをアップがタイトルの記事内においてチラシが掲載されておりとあり

ますが、「『宅地並み』で計算」とありますが、これの証拠資料が添付されておりません、この調査請求書には。したがって、因果関係は全く明らかにならないものというふうに考えています。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 要は情報発信したかしなかったのかの話なので、情報発信はされているというふうに私は認識をしています。

以上です。

○鈴木啓太郎委員 情報発信されたという証拠がない、添付されていない。

○小林憲人委員 いやいや、そういう話ではないと思うのです。要は情報発信したのかどうかというところの話で、されていた。先日、2日前ですか、坪田議員のほうに弁明の機会の中でお話を聞かせていただいたところ、1から3、あるいは4も5も一応誤った発信をしたのだと、それで訂正をしましたと、再発防止についても言及をされていますから、情報発信自体はあったのだというふうに理解をしています。

以上です。

○川畑京子会長 他にございますか。

原田委員。

○原田雄一委員 今まで参考人の方、そして坪田議員にもお話をこの審査会でもって聞いてきたわけですけれども、その中でも宅地見込み地というのと宅地並みというのがなかなか、執行部のほうでは違うのだということでしたが、一般市民の感覚としては宅地見込み地というのは私も初めて聞いたというふうに申し上げましたし、なかなか区別がつかない、それで私のほうで宅地見込み地というのは平易な言葉に、一般市民が分かるどんな言葉に置き換えるのだといっても言葉がないというようなことで、なかなかニュアンスについては微妙な表現、我々は一般市民が分かるような平易な言葉に置き換えるのだということでもって常々議会広報、またその他一般の市民の方とお話しするときもなるべく行政用語、また特定の団体用語については平易な言葉で分かるように話しているということがありますので、書いてあるということはこれは事実かもしれませんが、宅地並みというのは本人からもあったとおり、宅地見込み地を包含していると、大きなくくりでもって書いているのだということでもって私どもは内容を受け取っていますので、あながちこれが全て事実と異なるというふうに捉えるということではできないというふうに考えております。もちろん表現が違うのであるから、違うだろうと言われれば、それはそうかもしれませんが、今申し上げたとおり、あながち全部が全部違うのだというふうには捉えておりません。

以上です。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時22分

再開 午後1時23分

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

他にご意見ございますでしょうか。

小林委員。

○小林憲人委員 今原田委員おっしゃったとおり、情報発信はしているのです。そこの今議論をしていますから、ぜひその論点の中でお話をいただきたいなと思っています。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

塚越委員。

○塚越洋一委員 私はふだんからインターネットであまり調べたりしない習慣がありますので、坪田議員の発信しているものは見たことがありません。何か自分のことを書かれているというようなことを人から聞いたことはありますけれども、でも関心がないので、一切見てません。したがって、請求者が発信したと書いてあるから発信したのだろうというふうに考えるしかありませんので、ここで発信したかどうかを私はイエスかノーかをちょっと言う立場にありませんので、そのことだけお伝えしておきます。

○川畑京子会長 ほかの方ご意見はございますか。

小林委員。

○小林憲人委員 たびたびですみません。塚越委員、見たことがないということですが、多分鈴木啓太郎委員でしたか、その件で私もチラシが見たいということでコピーをしようとしてお配りしようとしたら、それは著作権法違反なのではないかなということで回収をされたという流れもありますから、見れなかったわけではないと思うのです。我々は政治倫理審査会の委員ですから、そこは自分できちんと確認をしていくべきだったと思いますし、そもそも…

〔「そこまで言う」という声あり〕

○小林憲人委員 もちろんそうです。当然ではないですか。だって、我々は委員だからちゃんと調べないと。

〔「僕にきつい…」という声あり〕

○小林憲人委員 ちょっと横やり入っていますが、調べることは必要だと思いますし、繰り返しになりますけれども、2日前の坪田さんの弁明の機会においては、本人自身がもう書いたこと自体は、書いて訂正して再発防止については言及されている話ですから、そこをわざわざここで何か見ていなかったとか、そういうものではないのではないかなと私は思っています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 政治倫理審査条例第5条には、疑うに足りる事実の証拠資料を添えとあります。  
証拠資料としてのそれは添えられていなかったもので、事実の判明はできないというのが私の主張  
です。条例に証拠資料として添えて提出しなければならないとなっている…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時26分

再 開 午後1時27分  
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 政治倫理条例の第5条には、疑うに足りる事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができますとあります。ところが、本人に対する調査請求書を出していただいた山田議員に対する質問の中で確認されたことは、この調査請求資料が添えられていなかったということが判明しました。したがって、事実がどのようなものであったのか確かめることは、この証拠資料からはできないということになるかと思えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 先ほど川畑委員長が休憩中にもお話ありましたけれども、それをお配りしようと思ったら、著作権の関係でやめましょうという話になったというところでもありますから、証拠資料を出さなかったわけではないですし、繰り返しになりますけれども、2日前、1から5までについてはもう本人お認めになって、訂正して再発防止にも言及していらっしゃる話だから、そこを情報発信していないとかという話では私はないと思っています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 条例には明らかに疑うに足る事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求するものとするを書いてあるのです。後になって提出したものは別な話なのです。

○小林憲人委員 いや、提出されていないから、そもそも。

○鈴木啓太郎委員 そもそも提出されていないということも、要するに調査請求者代表者に対する事情聴取の中で明らかでした。したがって、要するに事実を確認することは、この当委員会としてはすることはできないということになるかと思えます。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時29分

再 開 午後1時36分

.....  
○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 改めて申し上げます。この①の内容については、6月チラシをアップがタイトルの記事内においてチラシが掲載されておりというのは、インターネット上です、あくまでも。とされています。当該チラシの中に市の回答要旨としてかぎ括弧で宅地並みで計算とあります。これは坪田氏が言ったとされる言葉です。しかし、これを坪田氏が言った、あるいは書いたという証拠は添付されておりません。したがって、調査請求にある事実を確認することは、この委員会としてはできないはずで、これが私の見解です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しになりますけれども、おととい、坪田議員自らが書いたことを認めて訂正して再発防止についても言及をされている状況ですし、休憩中のやり取りにもありましたけれども、川畑委員長のほうからも、それが知りたいのであればお配りしますよということでお配りしようと思ったら、坪田議員のほうから、それは著作権法の関係があるからやめてくださいということ申し出があったから、委員会の中では確認ができなかったということに理解をしています。以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 私は、この文言が一体どこに書かれていたのかにこだわって事情聴取をさせていただきました。これは1から3まで全部同じです。ところが、そうした坪田さんがそういうことを述べたとか、そういうことを書いたという証拠は添付されていないという事実が明らかになりました。条例上、証拠資料を添えて調査請求書を提出しなければならないとされているわけですから、それがなかったという事実が確認されているということ以上、事実の確認は不可能だと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今一番最後に事実の確認は不可能だというふうにおっしゃいましたけれども、事実の確認はできます。できますし、それをしようと思ったら著作権の関係でできないという話になったというだけの話であると理解しています。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 別に裁判のことを言ってもしょうがないかもしれないですけども、どんな裁判だって証拠資料というのは証拠として出されたもので審査するのが当然です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 だから、もし追加で出してほしいというのであれば追加で出すことは可能であると理解しています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 いいえ、条例上はあくまでも第5条において、この条例の中で言われていることは、疑うに足る事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができるというように書いてあるものであって。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 疑いのある資料ですから、取りあえず一次資料で十分だと思っておりますし、追加で出そうと思ったらできなかったというだけの話であると理解しています。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時39分

再 開 午後1時42分  
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 1だけではないです。それは2や3も同じです。引用されている文言も間違っていました。実際に要するに内容だとされたものと違うものが引用されていました。ですので、その事実を確認することはできませんでした。いまだに「「宅地並み」で計算。」というのはどこにあった文章なのか、要するに私たちは原資料を持っていません。そのことは事情聴取の中でこだわって私は質問したはずですが、ですので、この事実が確認できる証拠資料が提出されていないということを事情聴取の中で確認しました。ということで私は申し上げているので、決して十分な証拠資料が添付されていたとは言えないと考えています。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しになりますけれども、疑うに足る証拠資料の話ですから、全てを載せなければいけないという話ではないと思っておりますし、疑うに足る資料はしっかりと添付をさせていただいています。啓太郎さんのほうで追加の証拠資料が欲しいというのであれば、我々を出す予定でしたがけれども、先ほども委員長お話しされていたように、坪田議員のほうから著作権法違反なのではないかという話が出て出さなかったという状況です。

文言が違うものがあったということは、啓太郎議員自身そのものを見ていらっしゃるという話で私は理解していますから、情報発信がなかったとか、そういう話ではないと思っておりますし、今やっているのはあくまで情報発信をされたかどうかの話ですから、情報発信についてはおととの弁明の機会でも坪田議員のほうでお認めになって訂正して再発の防止もしている話ですから、事実自体は私はあったのだと、繰り返しになりますけれども、そういうふう感じております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 事実にあったかなかったということではなくて、事実として私が申し上げているのは、疑うに足る事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができるという条例の規定があって、これにこだわって私は事情聴取を行いました。それは委員の皆さんみんな聞いていることだと思います。坪田さんがそういう事実と異なる主張をしたという事実を確かめる証拠は添付されていなかったという事実が明らかになっているはずです。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 鈴木啓太郎委員のご主張もよく分かるのですけれども、本来であればそれは参考人質疑のときに進められるべき話であり、それは先ほど申しましたが、証拠資料を提出しようとしたときに著作権法違反だということで取り下げられまして、そこのところにおいて鈴木啓太郎委員はそれを納得されて次の会議が進んでおります。今おっしゃっていることは、もう今まで済んだ会議を蒸し返している話でありまして、もうまさに今、今回の会議で進めるべきは、この事実があったかないかということをおよび今回の会議の主題になっておりますので、以前行われた会議を今ここで蒸し返されて会議を中断されるようなことは、この会議にとってはよろしくないと思いますので、前に進める議論でお願いしたいと思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今、川島委員から、そのときに話さなければ、これは蒸し返しになるというお話がありましたが、今回4番、5番、またその他についても、審査会の要件に当てはまらないということで弁護士に頼むという話になっているわけです。今川島委員が言ったとおり、会議が進んでいるのではないかというのであれば、弁護士の見解が出るまで、我々は会議に参加できないのです。弁護士がこれは我々が言うとおりに問題があると、この4番、5番については賛成者になれない等々の話がもし出れば、これは先に進まないわけです。だから、もしそういうことであれば、我々はこの場で退席をさせていただきたい。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 確かに参考人の事情聴取の中でその事実を判明させる必要があったので、参考人に対する事情聴取を私はしました。ですけれども、私が申し上げているのは、この委員会に対する調査請求書は疑うに足る事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができるので、もう既に調査請求の段階で証拠資料はそろっていなければならなかったはずなのです。それがそろっていない、全てとは言っていません。疑うに足るでいいのです。ところが、坪田さんの言説や何か、議事録をよく読み返していただければ分かります。私は、そのことにとことんこだわったので、要するに必要な証拠資料がそろっていなかったという事実が明らかになっているわけです。それが事情聴取で明らかになったことだったので、そのことによって蒸し返したのではなくて、一番最初に提出された調査請求書が調査請求書たり得なかったということが明らか

になったということを主張しているわけです。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しになりますけれども、疑うに足る資料なのです。全部そろっていなくてもいいと今啓太郎さん自身がおっしゃった話で、先ほども申しあげましたけれども、追加資料で出そうと思ったら、それは著作権法違反だという話で出せなかったという話なわけですよ。調べようと思えば、今でも別にインフォーマルな形で見せたい、そもそも文言が違うものがあったということは啓太郎さんも見ていらっしゃる話だから、文言が違うものがあったということは、ご自身で確認できている話なわけです。もちろんこの審査会の中では、それは見ていない状況ではありますけれども、それができなかった理由というのは、先ほども申しあげましたとおり、坪田議員のほうからそれは著作権法違反だからやめてくださいというお話があってできなかったという話ですから、資料自体は出そうと思えば出せますし、この会の中で確認しようと思えば確認はできます。

原田委員、先ほど退室するなんておっしゃいましたけれども、そういうのはやっぱりよろしくない態度だと思いますので、しっかり議論する場ですから、退室とかということではなくてしっかり議論して、我々はあくまでこういったことを主張し合う場だと私は理解をしていますので、そういう発言はお控えになったほうがよろしいかなと思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今、小林委員のほうから、そういう発言は控えろというお話がありましたけれども、我々は真摯に次の会議のときには弁護士等に確認をするということを理解をしてこの会議に臨んでいるのです。ところが、先ほど川島委員からは、既に終わったことでもって、蒸し返しになると、そういう発言があったということで会議が進行しているのではないかと、蒸し返しになると、そういう発言があったから、だから私は申し上げたのです。本当であれば弁護士からの回答を待って会議を進めるべきものなのです。だけれども、日程の関係等々があるから、だからまた今回8日というのも決まっておったから、だからやりましょうということで、だけれども考えてください。弁護士等々から確認して、要件に当てはまっていないといったら、これは中止です。なくなるわけです。本来であればその答えを聞いてから始めるのでしょうか。ところが、今やっているということは、そうではないのだと、だけれども我々も真摯にそれは会議を続けましょうということでやっているのだと、ところがそれが今の小林委員の発言は何ですか。私はそういう意味で、そうであれば退席させていただくというふうに申し上げた。そういう発言は、不謹慎だ等々の発言については、私は看過できない。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 不謹慎な発言ではないです。原田さん、今日については弁護士、前回話ししましたけれども、16日にその話はしましょうということを言っているのです。今日の話は、別に弁護士

の、だからこの間も僕言いましたけれども、弁護士の見解を待ってから最終的な結論を出しましょうということは、僕は前回の会議の中でもお話しさせていただいているとおりでありますから、別に今日弁護士の話があつての議論ではないということは、私は先に申し上げておきたいと思っておりますし、別に普通に議論すればいいだけの話ですから、そこで何で退室されるのかなと私は不思議に思ったので、発言をさせていただいた次第です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 それは、先ほど申し上げたではないですか。私は、川島委員の発言があつたから、だから申し上げた。そうであれば、蒸し返しになると言われるのであれば会議に進めない、だったら今日は会議を進めないでしょうと、そういう意味でもって申し上げた。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後 1 時 5 3 分

再 開 午後 1 時 5 3 分  
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 このタブレットに配信されてあります政治倫理審査会の第5回のところに調査請求書というのが出てきます。ここにもそこに添付されている書類というのがあります。これは添えて提出しなければならないとされて、これだけで疑うに足ると、それはあくまでもそれを提出された方たちが提出した証拠ですので、それでは足りないということを私は事情聴取の中で確認したつもりです。残念ながら、要するに坪田さんがその書類を提出する、だから追加書類を求めているわけではありません。求めません、そもそも。

○小林憲人委員 いやいや、求めていたと思うのですけれども。

○鈴木啓太郎委員 いやいや、そこで議論を事情聴取の中で言っただけです。当委員会に必要な証拠だと言っていない。当委員会で審査するには、この証拠は極めて不十分であるということが明らかになったというふうに私は考えています。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今鈴木啓太郎委員は求めていないとおっしゃいましたけれども、求めていらっしゃいましたから、そこは私も川畑委員長もそれを得てコピーをしたのだというふうに理解をいたしますし、フォルダーの中に坪田議員の仮に投稿自体を載せてしまうと二次送信とかに当たってしまう可能性もあるのです。そこは避けなければいけない話だから、あくまで我々が作ったものしか配信はできないのです。追加で資料が必要であれば幾らでも我々は用意がありますから、見たいのであれば別にそれは委員会の中でもんでも問題ないかなと思っています。

- 川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。
- 鈴木啓太郎委員 我々が事実について審査するには、提案された証拠資料を基にのみ限定して議論をすべきだというふうに思いますので、その証拠とされている資料からは事実は確認できないものというふうに考えています。
- 川畑京子会長 ほかにご意見ございますか。  
塚越委員。
- 塚越洋一委員 先ほどと重複しますが、聞いていてよく分からないところが随分あるのです。当事者会派ではないということもあるのか分からないのですけれども、ここに載っていることだけで判断するしかないのです。さっき小林委員の発言だと、委員だったらもっとみんな知っていていいのではないかみたいな発言があったのですけれども、もしそういうことだったら、私この席を退席させていただきますので、そこははっきりしていただきたいと思います。これだけ見て判断しますから。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 別にそういう意図でお話をしたわけではありません。
- 川畑京子会長 塚越委員。
- 塚越洋一委員 回収した資料については、配られたことは認識していますが、後でゆっくり見ようと思って置いておいただけなので、当日虫眼鏡も持ってこなかったのも、虫眼鏡を使わないと私よく見えないのです。だから、何書いてあったか分からないまま目の前から消えていったということは事実でございますので、だからあくまでもここにアップされたものだけで私は判断していきたいと思います。それ以外は判断しません。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 いずれにしても、坪田議員の許諾なしにこのタブレットの中に入れることは不可能なのです。二次送信になるから、許諾なしに配信することはできませんので、ここの中での判断というのであれば、それはしようがないのかなというふうに理解しています。
- 川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。
- 鈴木啓太郎委員 許諾を求めればよかったのではないですか。
- 小林憲人委員 なぜ。
- 鈴木啓太郎委員 証拠として必要なのだから。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 許諾を求めるとかではなくて、我々としては先ほどもお話しさせていただいたとおり、疑うに足る資料なのです、あくまでも。だから、特に我々のほうで許諾を求めるということはしていないですし、繰り返しになりますけれども、追加資料を出そうと思ったら出せなかったという事実がそこにあったわけですから、そういうふうに私は理解をしているところです。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 追加資料は、調査請求書に添付された資料ではありませんので、それは全く僕はここでの審議の対象にはならないと思っています。ただ、この調査請求書とともに提出された資料からは、坪田議員がどういう発言をしたとか、どういうことを書いたというようなことは、残念ながら一つも見いだすことはできません。それはあくまでも調査請求書のご主張の中にあるのみだということになるかと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しの話ですけれども、あくまで疑うに足りる資料を添えの話ですし、今やっているのは事実に基づかない情報発信があったのかなかったのかの議論を今している話であります。繰り返しになりますけれども、おとといの弁明の機会で坪田議員自身がそれを認めて訂正し、再発防止にも言及をされているという状況ですから、そこについて書いたのか書いていなかったのかというところを議論している場だと私は理解をしています。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時11分  
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

それでは、調査請求の①について皆さんからご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方お願いいたします。どなたもいらっしゃらないですか。

川島副会長。

○川島秀男副会長 先ほどからちょっと同じような議論が進んでいるのですけれども、今回の調査請求に当たりましては、証拠に至る資料の提出ということで、もう既にこの資料は提出されているという前提で話が進んでおります。ですから、条例上の条件は満たしておりますので、このまま事実関係があったかないかについて話を進めていきたいというふうに思っております。

○川畑京子会長 そのほかご意見ございますか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 私がまず議事録によりますと、山田参考人に対してどの部分で要するに宅地並みの計算と言っているか原文をお持ちですかと聞いたところ、探すには時間がかかりますが参考資料として、今休憩をもらっていいですかということで休憩に入っています。それが再開されるまでに幾ばくかの時間を要しています。つまり調査請求書に添付されていなかったということはもう明らかだと私は思っています。

この中であともう一つの質問として、坪田さんのチラシには議事録の引用だというふうに明記

されていたでしょうかというふうに確認しました。それについても時間をかけてありました。この引用が議事録の引用だというふうに立証されない限り、事実と異なるかどうかというようなことになっていません。議事録には宅地並みで計算という答弁はありませんということは添付された資料からは確認されます。しかし、坪田さんが主張していることが議事録の内容であるかということについては確認することは、この証拠資料からはできませんでした。というような意味合いで、この証拠資料は極めて不十分であったということを私としては主張したいと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しになりますけれども、今やっているのは事実に基づかない情報発信があったかないかというところで、おととい坪田議員が弁明の機会のほうでご自身でそれを認め訂正し、再発防止について言及をされている状況だと私は理解をしています。今鈴木啓太郎委員のほうからありましたけれども、参考人に執行部の参事に来ていただいて、そういう回答をしたかというふうに質問したら、回答していないということもおっしゃっていましたので、私としてはこれは事実に基づかない情報発信があったというふうに理解をしているところです。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 様々なご意見が飛び交っている中ですが、まずもってこの政倫審に入るときに鈴木啓太郎委員、審査してきたから明らかになったことだということは、確かにそれはそうだと思うのですが、その途中途中にもやっぱりそれというのを多分差し込めるタイミングってたくさんあったと思うし、それが進んでくるに当たって事実になってきたことも確かに明らかではありますが、一昨日ですか、坪田議員の弁明の機会のときにそういった事実に基づかない発信だとか、ここの調査請求書にあるような5項目に対しては、私の中ではですけども、そういった事実があったというふうに私は受け止めているので、それに対して今日の審査という部分ではあったのではないかなということ結論づけていいのではないかなと思います。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ふじみ野市議会議員政治倫理条例の第3条第2項には、議員はその行為が前項の政治倫理基準に違反するものとして疑惑を持たれ、または政治的もしくは道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとあります。前回の坪田議員の弁明と再発防止策の提案は、この条例の趣旨に沿ったものであって、誠実にその義務を履行したものと私は考えています。それとこの政治倫理条例の調査請求の手続が正当であったかどうかというのと全く別の問題であると認識しています。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

小林委員。

○小林憲人委員 別の問題として捉えていただいても構わないのですが、調査請求の手続は適正であったと私は認識をしているところです。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 ①についてだけですよね。

○小林憲人委員 そう、①について今やっている。

○塚越洋一委員 ①については、ここに出てきた資料を見る限りでは、これをもって事実と反する行為というふうに公的に認定するにはまだまだ不十分ではないかなというふうに思います。というのは、議会での質疑、答弁のやり取りと本人が受け取った解釈とが食い違う場合もないとは言えませんし、また発信者本人がいわゆる世間一般で言うような分かりやすい言葉に置き換えるということもよくあることだと思うのです。その辺のことは詳細に分析しないと、それをもって明らかに政治倫理条例に違反する事実と反する行為ということとを断ずるには、やはりまだまだ不十分さがあると思いますので、①については私は判断いたしかねます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 まず塚越委員、今1番やっていますけれども、別に今政治倫理違反に該当するかどうかを確認している場ではないのです。事実なのかどうなのかというところの確認をしている場ですから、それは先ほど申し上げましたとおり、13日か14日に弁護士の意見が返ってきた段階の16日に判断をしようということを前回の会議の中でお話をさせていただいているところです。やはり慎重にやらなければいけない、該当しているかどうかというのを、政治倫理違反しているかどうかを確認するのはおっしゃるとおりだと思うのです。そのために我々は、都市政策部の参事を参考人として呼び出して、回答したのかどうかの確認をして、回答していないという回答を得たというところでございます。

私の意見としては以上ですし、繰り返しになりますけれども、そうした回答をしていないということが明らかになっているわけですから、私としてはこれは事実に基づかない発信があったものだというふうに理解をしているところです。

○川畑京子会長 他にご意見ございますか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 そういうことと言えば、議会答弁の中ではしていないということかもしれませんが、市の職員がそういうふうに回答するとかということは別に考えられなくはないです。可能性を残していると思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 その辺のご意見もあったので、前回でその辺の確認もさせていただいて、そうしたことはお話ししていないということで確認は取っているところでございます。議事録を読んでもただければお分かりになるかなと思います。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それはお答えになった宮崎さんのお答えであって、市の職員というのはたくさん

いらっしゃいますから、その人が回答していないということにはならないと思います。事実ホームページの中に、例えば市のホームページは古い資料を見ますと宅地並みというふうに回答している事例というのはたくさん実はあります。特にここでは出しませんが、それはあるので、そういうことは当然あってしかるべきだというふうに思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今回の件については特定されているのです。鈴木啓太郎議員の一般質問についての回答要旨でありますから、特定されている話なので、過去の議事録の話とはやっぱり違う話なのです。その鈴木啓太郎議員の一般質問の回答要旨であるから、そこに対して執行部のほうとしては回答はしていませんよというふうな、この間参考人からのお話がありましたので、私はそれを信じて、理解をしているというところでございます。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 私の体験で言いますが、情報公開や様々な機会を通してこの問題について市の執行部や担当者と話す機会はたくさんありましたけれども、宅地並みと表現している方もたくさんいらっしゃいました。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 繰り返しになりますけれども、今回のケースは過去の話ではなくて、鈴木啓太郎議員の一般質問の話として回答したかどうかという話を聞いていますから、過去にもしかしたらそういうお話あったかもしれませんが、今回は事例が特定されていますし、その中でこの間回答していないというお話をいただいております。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 回答要旨ですから、要旨というのをどういうふうに考えるかというところに問題が残ると思います。宅地見込みとして評価で宅地という2文字は同一です。そこがどんなふうに省略されていくかというのは著作者の自由であって、要するに全く違う意味なのかというふうなことをお聞きして、なぜそれを訂正を求めることではなかったのかというふうに私がお聞きしたところ、訂正を求めるような程度の問題ではなかったということが明らかだったというふうに私は思っています。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ちょっと論点がずれてきましたけれども、訂正を求めるほどのことではないというよりは、6月議会でも9月定例会でも、執行部はそれは違いますというような趣旨の話をしていきますから、答弁の中で。答弁の中でしていますので、一緒ではないということはもう明らかなわけですね。

ちょっといいですか。論点がもうずれているし、そもそも解釈の話ではないわけですね。言った

か言わないかの話であって、解釈で話をするのは、そういった解釈も成り立つ話ですけれども、回答があったというところですから、それはあったかなかったかの話であって、解釈の話だったら、別に含める、含めないは、宅地見込み地の中に宅地並みを含めるかというのは議論があってもよろしいかと思えますけれども、あくまで回答があったのかなかったかの話ですから、解釈の話ではないのです。なので、私としては回答としてしていないということであれば、事実に基づかない発信なのだろうなど。繰り返しになりますけれども、坪田議員自身が認めていらっしゃるし、訂正して再発防止にも努めるとおっしゃっているのですから、あくまで本日今やっている内容の1番についてのそういう事実に基づかない発信があったのかなかったのか、別に政治倫理違反の話をしているわけではなくて、あったのかなかったのかの話をしていますから、そこは私があったのではないかなというふうに理解をしているという話です。

○鈴木啓太郎委員 休憩してください。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時33分  
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

塚越委員。

○塚越洋一委員 情報発信したというのは、ただの情報ですよ、中身は別にして。

○川畑京子会長 この1番のです。

○塚越洋一委員 1番の情報発信したというのは、皆さんが言っているから情報は発信しているのではないですか、内容は別にして。情報だけは発信したというのは、中身は別ですけれども。ただ、中身は分かりません。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 調査請求書に添付された資料からは、情報発信の事実は確認することはできないと私は思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私は、先ほど申し上げましたけれども、今回の案件についてはかなり問題のある事項が多いと、そして弁護士等々に確認をするということになっておりますので、この案件が弁護士等の確認によって成り立たないということになると、これは不成立になる。先ほどの川島委員の発言にもありましたけれども、ここでもって続行して、あったかないかということを書くとすると、それを肯定したことになるというふうなことになりますので、私はこの1番、2番、3番、4番、5番もそうですけれども、ここではあったかないかについては、本件がもともとが成

立するかしないかという問題を解決するまでは、私のお答えは差し控えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私は、情報発信自体はあったというふうに理解をしています。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 私も情報発信はあったのではないかと確認できておりますので、そのように思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 情報発信はあったと思います。それで、前回坪田議員も本人が認めていたので、それが全てではないのかなと思います。

以上です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 私も前回の坪田議員による弁明を聞く限りは、やはり間違った発信があったというふうに認識しております。

以上です。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後 2 時 3 6 分

再 開 午後 2 時 3 9 分  
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 今この場でもってこの事実があったかなかったかという、そこまで決めるということは時期尚早だというふうに私は思っています。それは、私は先ほど申した理由でもって可否は表明しませんというのがありますので、今日の段階では私はこう思う、私はあったと思う、なかったと思うのところまでの発言を委員長のほうについては議事進行で求めていかれるのがよろしいかと思えます。

○川畑京子会長 ただいま原田委員のほうから申し出がございましたが、今日はこの事実に基づかない発言及び情報発信をした、しないということの決定はしないことで皆さんからご意見を順次伺っていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、①につきましては議論も進んだと思いますので、②に進みたいと思いません。

次に、調査請求②についてご意見を伺います。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 調査請求②についても同じですけども、②の「議会が開会。議案3件を上程」、これは要するに坪田さんが発言したというか、書かれた、情報発信したとされる内容ですけども、それから「議会基本条例の検証を全く行わず」というのは一体どこに書かれていたのか、要するにその内容を確認することができません。私が検証した限りでも文言が間違っているように思います。したがって、十分な証拠が提出されていないということに相当するというふうに考えています。したがって、事実を確認することはできません。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 まず、鈴木啓太郎委員今おっしゃったとおり、自分で検証した結果、文言が間違っているとおっしゃっていらっしゃるの、その記事自体はもう御覧になったのかなと私は推察をしています。調査請求書にも書いてありますけれども、URLが載っていますから、そこから見ることは可能だったと思っています。その上で私としての判断としては、事実に基づかない情報発信があったのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 私も議事録とこれを照らし合わせてみると、やっぱり合議体である全員協議会のところの発言で議長の確認、座長の確認等々あった中で、異議なしというところで認めているので、そこで話し合ったかは一回置いておいての話ですけども、一応お認めにはなられてはいるので、なかったとは言い切れないというか、全く検証が行われていないことにはならないのではないかなと思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 すみません、正直なところ、ここの件に関しては、私いなかったことなので、中途半端な答えになってしまうと失礼に値してしまうので、ちょっと控えさせていただきます。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 この件については、議事録がここにアップされていますので、議事録では島田議長がただいまの報告に対して確認事項があるかと聞いたら、全員なしと、それで議長がそれでは本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと思うがよろしいか、全議員異議なしということになっていますので、私は5人の委員で検証をやったほうなのですが、そこではやりましたけれども、全員協議会で検証したという記憶は全くないです。ものとみなすというそういう解釈ですから、したがって坪田議員の表現についてはどうとも取れるような内容かなというふうに私は思いました。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私は、1番と同様に、この発言があったかないかについては表明いたしません。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 ②の検証につきましては、先ほど塚越委員からありましたが、議事録においては、これをもって検証結果としたいがよろしいかということで異議なしということになっております。本来しっかりと検証が行いたいということであれば、そのときに異議を申し立てるべきだとは思いますが、そこに異議なしということに同意されているということは、検証を済ませたという認識で異議なしに賛同されていると思いますので、この内容については全く検証が行われなかったという事実はちょっと当たらないのではないかと、事実と異なるというふうに私のほうでは判断させていただいております。

○川畑京子会長 この調査請求②について、さらに発言されたいという方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、③番のほうに進みたいと思います。

次に、調査請求③についてご意見を伺います。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 これも同じ記事の中の文言だというふうに、全議員で検証を行っていますと調査請求書の中には書いてあります。これについては、前回の坪田議員の検証の中に、先ほどの島田議長の言葉を引用してというか、援用して、今日私たちは朝御飯を食べなかったことにする、ご異議ありませんか、全員が異議なしと言った。だけれども、事実は朝御飯は食べていないという比喻を、朝御飯ではなかったですか、御飯を食べたか食べなかったかという比喻を用いて表現されていましたけれども、そのことから考えたときに、要するに全議員で検証を行っているというふうには、事実は確認できないというふうに思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私とすると、検証委員会の会議録も読ませていただきました。原田座長ですか、委員長かちょっと呼び方は分からないのですけれども、今いらっしゃる原田委員のほうが先頭に立ってやってこられた内容で、会議録も読ませていただきましたけれども、会派に所属していない議員に対しても民部議員を介して情報を何かしらあれば申し出てほしいということも会議録の中で確認をさせていただいております。その上でですけれども、最終的に令和5年12月15日の全員協議会ですけれども、前島田和泉議長がただいまの報告に対して確認事項があるかと言ったときに異議を唱える方はいらっしゃいませんでした。もし仮にやり方等々に問題があるのであれば、このときに異議を唱えるべきだったと思っておりますし、続いて全員協議会で島田和泉前議長が本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと思うがよろしいかということに対して、異議なしということで異議を唱えた方はいらっしゃらなかったということですから、仮に全員でやっていないのだということであれば、このときに異議を申し立てればよかったのではないかなと考えておりますので、3番についても私は事実に基づかない情報発信であったと思ってお

ります。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 全くそのとおりであって、私もそのとおりだと、確認事項があるか島田議長が確認したときになし、それでは本報告書をもってという、その文言が議事録にあるのですけれども、そこでもやっぱり異議を申し立てる機会があったのですけれども、そこでもなしということで合意しているので、それでやっていないのですというのはちょっと難しいのかなということなので、事実と異なる発信になるのではないかなとも思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 すみません、私も実際このときいなかったのですが、この議事録に残っているとおりの方が正しいのではないかなと思いますので、それ以上はちょっと控えさせていただきますけれども、そう思います。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 そのとおりなのです。だから、問題は坪田議員がどう表現したかということなのだけれども、坪田議員の捉え方の範囲の表現の仕方がいろいろ取られてしまうような表現だったということで、ぶれ幅の範囲に収まるものではないかなというふうに見させていただきました。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 では、私がこのときの検証委員会の座長をやっておりましたので、もう一回お話をさせていただくと、今この議事録を私は読んでいますけれども、以上が議会基本条例見直し検証結果案の概要ですと言っています。私が報告しました。島田議長がただいまの報告に対して、確認したい事項があるかと言ったらなしだと、当時の島田議長がそれでは本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと思うがよろしいかということなのです。異議なしと。だから、ここをどう捉えるかということなのです。本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいということは、全員協議会でやっていないのだよと、だけれどもやったことにしてもいいですかと、これはこうとも取れるわけです。だから前回も私はグレーだと…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....  
休 憩 午後 2 時 5 1 分

再 開 午後 2 時 5 2 分  
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 私は、先ほども 1 番、2 番の申し上げた理由と同じでもって、意思については表明

しません。

以上です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 ③の記事に関しては、②の記事に対する訂正記事において若干の訂正はされておりますけれども、これもやはり全員協議会で異議なしということで通っておりますので、検証はされたというふうにみなしております、事実とちょっと異なる発信ではないかというふうに私は認識しております。

○川畑京子会長 調査請求③について追加でご発言されたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、調査請求③については以上となります。

次に、調査請求④についてご意見を伺います。

小林委員。

○小林憲人委員 前田議員は、総務教育常任委員会の委員ではないのは明らかでありますので、事実に基づかない情報発信であるというふうに理解しています。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木宏樹委員 内容とか読み上げなくていいですか。私もそのとおりだと思うので、委員会に所属していない議員の名前が入ってしまっているということなので、事実ではない情報発信であると思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 すみません、繰り返しになるのですが、私も当時いなかったのですが、これを読ませていただく限りでは、いないのに書いたというのはちょっと違うのかなと思います。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 議会しても確認していることなので、いないのがいたように書くのは明らかに間違いだということで、訂正もされたということが確認できました。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 表明いたしません。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 これは、この問題についても弁護士において、この4番は前田広子議員については賛成者になれないということで今弁護士のほうに問合せをしておりますので、表明は私もいたしません。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 この4番の請求に対しては、先日の坪田議員の弁明の中で非常に体調が悪くなったと、若干頭も朦朧としていた時期もあったのかなというふうに想像するのですが、そういう

ことと間違った記事を書くということは別物であります。前田議員は、坪田議員と現在同じ委員会に所属しております、ましてや前田議員は今副委員長を指名されておりますので、その中でお名前を間違っ入れて、ましてやこれを見ますと前田広子のヒロという漢字も間違っているのです。ですから、そういった点も体調のことを考慮しても、やはりもう少し慎重であるべきではないかなというふうに思いました。

以上です。

○川畑京子会長 それでは、調査請求④について追加で発言されたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、続きまして、調査請求⑤についてご意見を伺います。

小林委員。

○小林憲人委員 議長室に民部議員が入ったか入らなかったかというところで、参考人として民部議員に来ていただいたときにも入っていませんと、弁明の機会の坪田議員のご発言の中でも入ったところを見たという状況は確認できませんでした。ほかにも山田議員とか川畑議員とかにも話を聞かせていただいたり、議会事務局の方々にもお話聞いて、私個人で聞かせていただいた感じでも、入っていなかったですよというようなお話もありましたので、民部議員は議長室に入っていないということだと私は理解をしていますので、事実に基づかない発信であったというふうに理解しています。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 おとといの話で、本人弁明の機会もあったときに確認取れたことなのですからけれども、議長室に入ったところは見えていないということが明らかになりました。これを例えば一般的な市民の方が見た場合に、そういうふうに思ってしまうと思うのです。議長、またそこに名前が連なっている山田代表だとか川畑議員、民部議員が議長室に入って何かを話していたのだなとやっぱり思ってしまうと思うのです。でも、それって一回発信されてしまえば、多分それを見た人はそう思ったままそういう人たちなのだたと解釈してしまうと思うのです。それが誤りだったという、入っていないことが明らかにこの間なりましたけれども、やはりこれは非常に慎重に書かなければいけないことだったと思うことが、きちんとした内容でなく書かれていたものだったということが明らかになったので、私はこの請求書どおり異なる発信だったのではないかなと思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 先日の話で、議長室に入っていないという証言があった後、坪田議員は思い込みでという発言をしていたと思うので、思い込みで軽く言えるような内容ではないのかなと思います。あと、いろいろ体調不良も含めて薬等も飲んでいたみたいなのですが、そういうときにやはり発するというのはどうなのかなと思います。

以上です。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 何か随分長い時間あったので、私はよく前後関係はもう思い出せない状態になって  
いますけれども、私も議長室には出たり入ったりして、議長職権で早く進めたらどうだと言っ  
ていたほうなのですけれども、入っていたか入っていないか、入ったのはあまり見た覚えはないの  
ですけれども、私がずっと見ていたわけではないので、判断はしかねます。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 民部議員が議長室に入ったという証言もない代わりに、入っていなかったというこ  
とは民部議員の証言以外この証拠には添付されておりません。したがって、これは我々が審査す  
るに当たって証拠としては極めて不十分で立証されていないというような意味だと思えます。例  
えば前田議員がその委員会に所属していなかったことは立証されることですので、明確ですけれ  
ども、民部議員が議長室に入っていないということを立証するのは極めて困難だと思えます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私も先ほどと同じように、民部議員については弁護士に相談している、請求者にな  
れないとなると、本件自体がもう成立しないということですので、その確認を待ってからでない  
と意思の表明はいたしかねます。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 私も小林議員と意見は一緒です。民部議員自身が入っていないとおっしゃってお  
ります。それから、坪田議員も議長室の前に立っているのは確認したけれども、入ったところは  
見ていないと、立証責任というようなお話もありましたが、本来立証するのは入っていたとい  
うことをしっかりと立証する必要があるのであって、入っていないという立証というのはなかなか  
難しいのではないかというふうに思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 鈴木啓太郎委員のほうから入っていなかったことの証明の話がありましたけれど  
も、なかったことの証明ってできないのです。これは悪魔の証明と言われているやつで、それは  
証明する必要はないというふうに理解しています。

以上です。

○川畑京子会長 他に追加で発言されたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、調査請求の①から⑤について皆さんからご意見を伺ってきましたけれど  
も、以上でご意見はよろしいでしょうか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 いや、これはちょっとやめておきます。すみません。

○川畑京子会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

本日の記録及び公開資料等については会長に一任願います。

休憩いたします。

.....  
休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時04分  
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 前回も少し皆さんとお話しさせていただいたとおり、16日で最終にしたいというのは確認をさせていただきましたけれども、万が一がある可能性があるのも、やる、やらないは16日に決定すればいいことですが、1月26日、27日もできる限り皆さん予定を空けておいたほうがよろしいのかなというふうに考えています。

以上です。

○川畑京子会長 今小林委員のほうからご提案がありましたとおり、皆さん次回が1月16日の臨時会閉会後からの予定になっておりますけれども、その後も会議が開かれる可能性があるということでご予定いただければと思います。よろしく願いいたします。

今回の会議の中で過去に追加資料として提出しようとしたチラシの取扱いについて、著作権法違反には該当しないという考えで委員会として会議資料として配付しようと思いましたが、坪田議員ご本人からの申し出によりまして、提出しなかったことをこの場で申し添えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

.....  
△閉会の宣告（午後3時05分）

○川畑京子会長 以上で令和7年第7回ふじみ野市議会政治倫理審査会を閉会いたします。